

高原町告示第30号

令和5年第3回高原町議会臨時会を次のとおり招集する

令和5年4月24日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和5年5月1日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

西嶋 陽代君

福澤 卓志君

末永 充 君

郡山 貞利君

陣 圭介君

岩元 礼子君

温水 宜昭君

外村 仁 君

山下 香織君

前原 淳一君

令和5年 第3回 高原町議会臨時会会議録（第1日）

令和5年5月1日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和5年5月1日 午前9時53分開会

- | | | |
|-------|-----|---|
| 日程第 | 1 | 仮議席の指定 |
| 日程第 | 2 | 議長の選挙 |
| 追加日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 追加日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 追加日程第 | 3 | 副議長の選挙 |
| 追加日程第 | 4 | 常任委員会委員の選任 |
| 追加日程第 | 5 | 議会運営委員会委員の選任 |
| 追加日程第 | 6 | 高原町議会だより編集委員会委員の選任 |
| 追加日程第 | 7 | 議席の指定 |
| 追加日程第 | 8 | 西諸広域行政事務組合議会議員の選挙 |
| 追加日程第 | 9 | 西諸広域行政事務組合監査委員の推薦 |
| 追加日程第 | 1 1 | 承認第 1号 専決処分について（専決第1号）
高原町税条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 1 2 | 承認第 2号 専決処分について（専決第2号）
国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 1 3 | 承認第 3号 専決処分について（専決第3号）
令和4年度高原町一般会計補正予算（第15号） |
| 追加日程第 | 1 4 | 承認第 4号 専決処分について（専決第4号）
令和4年度高原町病院事業会計補正予算（第4号） |
| 追加日程第 | 1 5 | 議案第33号 高原町皇子原公園の設置及び管理に関する条例及び高原町御池キャンプ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 1 6 | 議案第34号 令和5年度高原町一般会計補正予算（第2号） |
| 追加日程第 | 1 7 | 同意第 1号 監査委員の選任について |
| 追加日程第 | 1 8 | 発議第 2号 高原町議会委員会条例の一部を改正する条例（案） |
| 追加日程第 | 1 9 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 1 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 2 会期の決定
- 追加日程第 3 副議長の選挙
- 追加日程第 4 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 5 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 6 高原町議会だより編集委員会委員の選任
- 追加日程第 7 議席の指定
- 追加日程第 8 西諸広域行政事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第 9 西諸広域行政事務組合監査委員の推薦
- 追加日程第 1 1 承認第 1 号 専決処分について（専決第 1 号）
高原町税条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 2 承認第 2 号 専決処分について（専決第 2 号）
国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 3 承認第 3 号 専決処分について（専決第 3 号）
令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 1 5 号）
- 追加日程第 1 4 承認第 4 号 専決処分について（専決第 4 号）
令和 4 年度高原町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 1 5 議案第 3 3 号 高原町皇子原公園の設置及び管理に関する条例及び高原町御池キャンプ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 6 議案第 3 4 号 令和 5 年度高原町一般会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程第 1 7 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 1 8 発議第 2 号 高原町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
- 追加日程第 1 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 西嶋 陽代君 | 2 番 | 岩元 礼子君 |
| 3 番 | 福澤 卓志君 | 4 番 | 温水 宜昭君 |

5番 末永 充 君

6番 外村 仁 君

7番 郡山 貞利君

8番 山下 香織君

9番 陣 圭介君

10番 前原 淳一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記（事務局次長）外村 美保子君

書記（副主幹） 古川 裕子 君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長	内村 秀次君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府 和也君	高原病院事務長	久徳 信二君
選挙管理委員会書記長	末永 恵治君	農業委員会事務局長	平川 昌知君

◎ 開会・日程

午前9時53分 開議

○事務局長（平 真樹君）

皆さん、おはようございます。議会事務局長の平です。

臨時議長の選出までの間、私の方で進行をさせていただきます。

ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

開会に先立ちまして、高妻町長から御挨拶を賜ります。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

おはようございます。令和5年度第3回高原町議会臨時会の本会議の前でございますけれども、私のほうから議員の各位に対しまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

私が申し上げるまでもなく、議会は地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担っているわけでございます。地方自治の適性な運営を期することとされておりますので、今後どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、民意を代表する議会と執行機関。私ども執行機関でございますけれども、この関係をよく車の両輪というような例え方があるわけでございますけれども、それぞれの議員の立場、そして私ども議論を尽くしながら、町政発展のために共に歩みを進めて参りたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

本日から高原町議会議員としまして、皆さん方1期4年間で、町民の多様な意見を反映しながら、それぞれの豊かな知見を生かしていただきながら、町政発展に共に御尽力いただければと思っております。

人口減少社会の中で、産業振興・移住定住や少子化対策などの人口減少対策ともに、人が減っても持続可能なまちづくりをいかにしていくかが高原町の最も大きな課題であると捉えております。このことを常に見据えた行政運営が私ども町民から求められていると認識をいたしております。町民ニーズや地域課題が複雑化・多様化する中であって、更に環境問題、SDGs、自然環境への対応、デジタル化、エネルギー、感染症対策など、幅広い視野で取り組まなくてはならない課題が多く出てきております。加えてこの数年、コロナ禍、物価高等により、町民は多くの不安を抱えながら生活しております。議会と執行機関に対する町民の期待は、益々大きなものがあると捉えております。

私と職員が一丸となり、常に町民ファーストの気持ちを忘れず、町民から頼られる役場を目指し、町政運営に当たってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びになりますけれども、議員各位におかれましては、健康に留意され御活躍されますことをご祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。 [降壇]

どうかよろしくお願い申し上げます。

[新任課長 あいさつ]

○事務局長（平 真樹君）

それでは、総務課長から執行部のご紹介をお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

それでは、私の方から執行部の紹介をさせていただきます。

中央右側の前列の方からご紹介させていただきます。町長の高妻。

○町長（高妻経信君）

高妻です。よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして副長町の横山安博でございます。

○副町長（横山安博君）

横山です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして、教育長の西田次良でございます。

○教育長（西田次良博君）

西田です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

会計管理者兼税務会計課長の酒匂政利でございます。

○会計管理者兼税務会計課長（酒匂政利君）

酒匂です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして後列、私の隣ですが統括主監の花牟禮秀隆でございます。

○統括主監（花牟禮秀隆君）

花牟禮です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして、総合政策課長の横田秀二でございます。

○総合政策課長（横田秀二君）

横田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

そして、教育総務課長の中別府和也でございます。

○教育総務課長（中別府和也君）

中別府です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

次に中央左側の前列から紹介いたします。建設水道課長の入佐和彦であります。

○建設水道課長（入佐和彦君）

入佐です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして、産業創生課長の森山業でございます。

○産業創生課長（森山業君）

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして、町民課長の内村秀次でございます。

○町民課長（内村秀次君）

内村です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして、福祉課長の馬場倫代でございます。

○福祉課長（馬場倫代君）

馬場です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして、後列左側からですが、農政林務課長兼農業委員会事務局長の平川昌知でございます。

○農政林務課長（平川昌知君）

平川です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして、農畜産物振興課長の田中博幸でございます。

○農畜産物振興課長（田中博幸君）

田中です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして、健康課長の中村みどりでございます。

○健康課長（中村みどり君）

中村です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

続きまして、病院事務長の久徳信二でございます。

○病院事務長（久徳信二君）

久徳です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

最後になりましたが、総務課長の末永です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（平真樹君）

私の方から、議員の方々をご紹介します。

1 番外村仁議員

○1 番（外村仁君）

外村です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（平真樹君）

2 番山下香織議員

○2 番（山下香織君）

山下です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（平真樹君）

3 番西嶋陽代議員

○3 番（西嶋陽代君）

[聴取不能]

○事務局長（平真樹君）

4 番郡山貞利議員

○4 番（郡山貞利君）

郡山です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（平真樹君）

5 番岩元礼子議員

○5 番（岩元礼子君）

岩元です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（平真樹君）

6 番福澤卓志議員

○6 番（福澤卓志君）

はい、福澤卓志です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（平真樹君）

7 番末永充議員

○7 番（末永充君）

はい、末永です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（平真樹君）

8 番温水宜昭議員

○8 番（温水宜昭君）

はい。2 期目を迎えました。温水です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（平真樹君）

9 番陣圭介議員

○9 番（陣圭介君）

[聴取不能]

○事務局長（平真樹君）

10番前原淳一議員

〔聴取不能〕

○事務局長（平真樹君）

続きまして、事務局職員を紹介します。

事務局次長の外村です。

○事務局次長（外村美保子君）

外村です。よろしくお願いします。

○事務局長（平真樹君）

副主幹の古川です。

○副主幹（古川裕子君）

古川です。よろしくお願いします。

○事務局長（平真樹君）

最後になりましたが、事務局長の平です。よろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。ここで執行部の方々は退席となります。

〔執行部退席〕

午前10時04分 休憩

午前10時06分 休憩

○事務局長（平真樹君）

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の温水宜昭議員をご紹介します。

温水議員、議長席にお着きください。

〔臨時議長 温水宜昭君 議長席に着く〕

○臨時議長（温水宜昭君）

ただいま紹介されました温水宜昭です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ宜しくお願い致します。

ただいまから、令和5年第3回高原町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

○

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（温水宜昭君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

これより議長の選挙を行うこととなりますが、一般選挙後の初議会でありますので、議長選挙に入ります前に、全員で検討の機会を持ちたいと思います。

暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○

◎日程第2 議長の選挙

○臨時議長（温水宜昭君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（温水宜昭君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っておりますが、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（温水宜昭君）

はい。異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

議長に前原淳一議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました前原淳一議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（温水宜昭君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました前原淳一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された前原淳一議員が議場におられます。
会期規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を致します。
ここで新議長より挨拶があります。

〔10番前原淳一議員所信表明〕

○10番（前原淳一君）

〔登壇〕

ただいま、指名推薦という形で議長に選任をしていただきました。
誠にありがとうございます。今回の選挙によりまして、女性の方が3名加わっていただき、
そして、年齢的にも随分と若返ってきました。
私の理想とする議会議員構成になったと思っております。
議会の進行につきましては、例年とはあまり変わらないと思っておりますけれども。
まず出来ることから、小さなことから変えられるものは変えていきたいと思っております。
その中の1つとしまして、県への要望活動を再開させていただきたいと思っておりますし、
また、国への意見書の送付。これについてもどんどん皆さん方の意見を聞きながら、送付
をしていきたいと思っております。
皆さん方の議会の進行にどうぞご協力をよろしくお願いをいたします。
最後に皆さん方にお願ひがあります。
これは、全員が一般質問をするということです。一般質問というのは、我々議員が年にた
った4回だけ自分の考え、あるいは執行部について色々追求していくなり、正していく唯
一のチャンスであると思っておりますので、全員一般質問、ぜひお願いしたいと思いま
すので、皆さん方にお願ひをしまして、挨拶にかえさせていただきたいと思いま
す。
どうぞよろしくお願ひいたします。〔降壇〕

○臨時議長（温水宜昭君）

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。
それでは、前原淳一議長、議長席にお着き願ひます。

〔臨時議長退席・新議長着席〕

○議長（前原淳一君）

これより新議長の職務を行います。ご協力をよろしくお願ひいたします。
お諮りします。追加議事日程を日程に加え、追加したいと思ひます。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって追加議事日程を日程に追加することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○

◎ 追加日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

追加日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、外村仁議員及び山下香織議員を指名します。

○

◎ 追加日程第2 会期の決定

○議長（前原淳一君）

追加日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

○

◎ 追加日程第3 副議長の選挙

○議長（前原淳一君）

追加日程第3、副議長の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行なうことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に陣圭介議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました陣圭介議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よってただいま指名しました陣圭介議員が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました陣圭介議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで副議長より挨拶があります。

〔9番陣圭介議員所信表明〕

○9番（陣圭介君）

〔登壇〕

新副議長に選任いただきました。就任にあたり2点ほど発言申し上げます。まず副議長の職務として、地方自治法の規定のほか、議長の補佐役として真摯に取り組んでいく所存であります。

また、予算決算常任委員会の委員長として、公平公正な委員会審議に努めるほか、活発な議論を促し、町民の皆さんからお預かりしている公費の能率的且つ、効率的な運用を目指して参りたいと考えております。

次に、若手の議員の育成について1点述べます。当職は今回の改選により、3期目の任期を迎えました。1期目から、ベテラン議員さん方に囲まれた中で、法令、条例、規則等を独自に学びつつ、至らない点について数多く叱責を賜りながら議員としての職責を学んで参りました。

1期目は、市町村アカデミーでの研修に自費で参加したこともあり、議会のイロハを身につけるまで、大変な労力を要したことを記憶しております。

日頃から新人の議員さん方には、そういった経験をできるだけ踏ませたくないと考えておりまして、議員の成り手不足の一因にもこうことがなっていると分析しております。今般の改選により、議員の新たな議員さん方が多数の議席を獲得されておりますが、勉強会など積極的に開催するなどによって、これまで取り組んでこなかった議員育成について務めて参り、更には、これが議会の通例となっており、改選後も引き続き実施されるように促して参りたいと考えております。以上大きく2点、副議長への就任にあたっての所信表明とします。

よろしくお願ひいたします。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

[議員懇談会へ]

午前11時34分 再開

○

◎ 追加日程第4 常任委員会委員の選任

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行します。

追加日程第4「常任委員会委員の選任」を行います。

常任委員の選任のため、暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行します。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、総務経済常任委員会委員に外村仁議員、岩元礼子議員、郡山貞利議員、末永充議員、前原淳一議員、以上の5人を。

文教厚生常任委員会委員に山下香織議員、西嶋陽代議員、福澤卓志議員、温水宜昭議員、陣圭介議員以上の5人を。

一般会計予算・決算常任委員会委員に外村仁議員、山下香織議員、西嶋陽代議員、郡山貞利議員、岩元礼子議員、福澤卓志議員、末永充議員、温水宜昭議員、陣圭介議員、前原淳一議員、

以上の10人をそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の方をそれぞれの常任委員に選任することに決定しま

した。

各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互選となっていますので、各委員会で互選の上、議長まで報告願います。

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

ご報告します。

各常任委員会において、正・副委員長の互選の結果が報告されました。

総務経済常任委員会委員長、末永充議員、総務経済常任委員会副委員長、外村仁議員、文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利議員、文教厚生常任委員会副委員長、山下香織議員、一般会計予算・決算常任委員会委員長、陣圭介議員、一般会計予算・決算常任委員会副委員長、外村仁議員。

以上のとおりです。

○

◎ 追加日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（前原淳一君）

追加日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、末永充議員、郡山貞利議員、福澤卓志議員、山下香織議員、陣圭介議員以上5人を議会運営委員に指名したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5人名の方を議会運営委員に選任することに決定しま

した。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互選となっていますので、議会運営委員会において互選の上、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

ご報告します。

議会運営委員会において、正・副委員長の互選の結果が報告されました。

議会運営委員会委員長、末永充議員、議会運営委員会副委員長、郡山貞利議員、以上のとおりです。

○

◎ 追加日程第6 議会だより編集委員会委員の選任

○議長（前原淳一君）

追加日程第6、議会だより編集委員会委員の選任を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

議会だより編集委員会委員の選任については、議長において指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。

よって、議会だより編集委員会委員の選任は、議長が指名することに決定しました。

議会だより編集委員に、岩元礼子議員、西嶋陽代議員、山下香織議員、福澤卓志議員、以上4人を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人の方を議会だより編集委員会委員に選任することに決定しました。

議会だより編集委員会の委員長及び副委員長ですが、議会だより編集委員会規程第5条第2項の規定により、編集委員の互選となっていますので、議会だより編集委員会において互選の上、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

ご報告します。

議会だより編集委員会において正・副委員長の互選の結果が報告されました。

議会だより編集委員会委員長、福澤卓志議員、議会だより編集委員会副委員長、西嶋陽代議員、以上のとおりです。

○

◎ 追加日程第7 議席の指定

○議長（前原淳一君）

追加日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、1番、西嶋陽代議員、2番、岩元礼子議員、3番、福澤卓志議員、4番、温水宜昭議員、5番、末永充議員、6番、外村仁議員、7番、郡山貞利議員、8番、山下香織議員、9番、陣圭介議員、10番、前原淳一議員、以上のとおり、指定します。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

〔事務局職員 議席の名札等の変更を行う〕

午前11時43分 再開

○

◎ 追加日程第8 西諸広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を継続します。

追加日程第8、西諸広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

西諸広域行政事務組合議会議員に、岩元礼子議員、末永充議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました岩元礼子議員、末永充議員を西諸広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名しました岩元礼子議員、末永充議員が西諸広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、西諸広域行政事務組合議会議員に当選されました岩元礼子議員、末永充議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

ご承諾願います。

○

◎ 追加日程第 9 西諸広域行政事務組合監査員の推薦

◎ 追加日程第 10 高原町都市計画審議会委員の推薦

○議長（前原淳一君）

追加日程第9、西諸広域行政事務組合監査委員の推薦と追加日程第10、高原町都市計画

審議会委員の推薦の2件を一括議題といたします。

西諸広域行政事務組合監査委員1人、高原町都市計画審議会委員4人、それぞれ推薦方を町長から依頼されておりますので、これより議長において指名します。

西諸広域行政事務組合監査委員に福澤卓志議員を、高原町都市計画審議会委員に外村仁議員、岩元礼子議員、福澤卓志議員、末永充議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、それぞれ推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。

よって、議長の指名どおり、推薦することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 3時00分 再開

○

◎ 追加日程第11 承認第1号 専決処分について（専決第1号）

高原町税条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を継続します。

追加日程第11、承認第1号、専決処分について高原町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

承認第1号、専決処分についてご報告いたします。

議案書の11ページをお開きください。

高原町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律を始め、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、高原町税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正点ではありますが、町民税では森林環境税の導入に伴う規定の改正を行い、令和6年1月1日から施行することとしています。

また、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例が令和9年度まで延長されることに伴う改正を行い、令和5年4月1日から施行しています。

次に軽自動車税については、種別割のグリーン化特例の期限延長に伴う改正を行い、令和5年4月1日から施行しています。

なお、改正内容につきましては、担当課長をもって説明いたさせます。

以上、承認方よろしくお願ひもうしあげます。

○税務会計課長（酒匂政利君）

「高原町税条例の一部を改正する条例」の改正条文の概要をご説明いたします。

議案書の13ページをお開きください。

今回の改正では、施行時期が条項毎に相違があるため、改正内容の説明の中で施行時期を提示いたします。また、地方税法等の改正による文言の修正、条文の項ズレ等の改正は説明を割愛いたします。ご了承ください。

第34条の9第2項の改正は、森林環境税の導入に伴う改正であり、令和6年1月1日施行であります。

第36条の3の2第2項の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に関する改正であり、令和7年1月1日施行であります。

14ページをお開きください。第38条第3項、第41条、第44条第1項の改正は森林環境税の導入に伴い、これを町民税の均等割に併せて賦課・徴収することを定める改正であり、令和6年1月1日施行であります。

17ページをお開きください。第47条第2項、第47条の2第1項及び第47条の6第2項の改正は、森林環境税の徴収方法等に係る改正であり、令和6年1月1日施行であります。

20ページをお開きください。第82条第1項第1号エの改正は、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外する改正であり、令和5年7月1日施行であります。

22ページをお開きください。第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、いわゆる免牛所得の適用期間の延長に係る改正であり、令和9年度まで延長されます。

24ページをお開き下さい。附則第10条の2第27項の改正は、大規模の修繕が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例を定める規定であり、3分の1と定めるものです。附則第10条の3第12項は、その申請手続きに関する規定であります。

なお、今、説明しました、大規模修繕マンションに関しましては、町内では、該当がないところであります。

25ページをお開き下さい。附則第15条の2及び第15条の6第3項の改正は軽自動車税環境性能割の非課税、税率の特例の臨時的措置を削除する規定であり、令和5年4月1日施行であります。

附則第15条の2の2第4項及び28ページ下段の第16条の2第3項の改正は、燃費不正を行った自動車メーカーに不足納税額を徴収する際に加算する割合を変更する規定であり、令和6年1月1日施行であります。

25ページ下段からの附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例に関するものであり、グリーン化特例については特例の期限を3年間、25%軽減の対象については2年間、延長する規定の改正であり、令和5年4月1日施行であります。

28ページをお開きください。附則第17条第1項及び第2項の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を8年度まで延長する規定の改正であり、令和5年4月1日施行であります。

30ページをお開きください。

附則であります。第1条は施行期日を定めるものであり、第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税に係る経過措置を規定しております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから「承認第1号」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。

よって、承認第1号は、承認することに決定しました。



◎ 追加日程第12 承認第2号 専決処分について（専決第2号）

国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

追加日程第12、承認第2号、専決処分について（専決第2号）国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

承認第2号 専決処分についてご報告いたします。

議案書の32ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

主な改正内容であります。国民健康保険税の課税限度額及び同税の減額の対象となる所得基準を引き上げるなどの改正を行っております。

なお、改正内容につきましては、担当課長をもって説明いたさせますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○町民課長（内村秀次君）

国民健康保険税条例の改正の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の34ページをお開きください。

まず、第2条第3項でございますが、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正でございます。限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

次に、第23条第1項でございますが、ただいま御説明いたしました課税限度額の改正でございます。限度額を「20万円」から22万円に引き上げるものでございます。

次に、同項第2号でございますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を、28万5,000円を29万円に改正するものでございます。

次に、同項第3号でございますが、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定にお

いて被保険者等の数に乗すべき金額を、52万円を53万5,000円に改正するもの
でございます。

次に、第23条の2でございますが、本条例第24条の2の改正に伴う規定の整備でござ
います。

次に、第24条の2第2項でございますが、その他の特例対象被保険者等であることの事
実を証明する書類が具体的に規定されたものでございます。

次に、附則でございますが、対応する法令の規定の整備を今回の条例改正にあわせて改正
するものでございます。

この条例改正の施行期日につきましては、令和5年4月1日とし、適用区分につきましては
は、令和5年度以降の国民健康保険税について適用し令和4年度分までの国民健康保険税
については、従前の例によるものといたすものでございます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

2点ほどお伺いします。国保税の課税限度額の引き上げ及び減額の対象となる所得基準の
引き上げによって、影響を受ける対象世帯の数がわかれば教えていただきたいと思いま
す。それから、本改正は基本的にはその低所得の方々に、軽減の幅を枠を広げていくと
ともに、高所得者の方にご負担をいただくという形になるのですけれども。国保会計全
体として、本改正の影響をどのように試算されているかについてお伺いしたいと思いま
す。

以上です。

○町民課長（内村秀次君）

まず、数でございますけれども、実際の令和5年度については、これから算定するもので
すから、正確な数は分からないということで、直近の数で申し上げさせていただきます。

まず、限度額を超えている世帯につきましては、現在46世帯でございます。

次に5割軽減の世帯でございますけれども248世帯でございます。

2割軽減につきましては、165世帯が現在対象となっているところでございます。

今回の改正によりまして、5割軽減、あるいは2割軽減の金額の幅が増加するとい
うことで、若干対象者は増えるのではと考えております。

ただしこの減額につきましては、国のほうからの交付金等で補填される部分がありま
すので、全体とすれば変わらないと考えております。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終ります。

これから承認第2号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。

よって、承認第2号は、承認することに決定しました。

○

◎ 追加日程第13 承認第3号 専決処分について（専決第3号）

令和4年度高原町一般会計補正予算（第15号）

○議長（前原淳一君）

追加日程第13、承認第3号専決処分について（専決第3号）令和4年度高原町一般会計補正予算（第15号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

承認第3号、専決処分について報告いたします。

議案書の44ページをお開きください。

あわせて、別冊となっております、一般会計補正予算第15号をご準備ください。

令和4年度高原町一般会計補正予算（第15号）を、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊の令和4年度高原町一般会計補正予算書、第15号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,585万2千円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ73億8,301万9千円と定めたものでございます。

今回の補正は、森林環境譲与税及び特別交付税の額の確定に伴い、各種基金への積立を行うものでございます。

補正の主な内容についてご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

1段目の財政調整基金費でございますが、財政調整基金への積立金としまして1億5,057万3千円を計上いたしております。

続きまして、3段目の商工費の企業立地促進事業でございますが、今後見込まれる誘致企業に対する助成事業の財源確保のため、高原町企業立地奨励金等交付基金への積立金としまして2,500万円を計上いたしております。

続きまして、4段目の基金費でございます。

今後の公共施設の整備費用に対する財源確保のため、高原町公共施設等整備基金への積立金としまして5,000万円を計上いたしております。

以上、ご承認方よろしくお願いたします。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（温水宜昭君）

基金の振り分けでありますけれども、私が個人的には、この公共施設の整備基金積立金の方に、多く積み立てておいた方がいいのではないかと個人的に思っているのですが、その振り分けについて何かありましたらお尋ねしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

今回、補正は4つの基金を積み立てるものでございますが、特段取り決めがあるわけではございませんが、やはり財政担当とすれば、財政調整基金を多く積み立てておきたいというのがあります。というのが、様々な経費に充当できると。あとの3つの基金につきましては、それぞれ目的があって積み立てているものでございまして、特に、公共施設の整備費につきましては、今後の公共施設の整備に等なのですけれども。いわゆるソフト事業にはなかなか充当できない部分がございますので、子育て対策とか、そういった意味におきまして、財政調整基金に多く積み立てておきたいというのが財政サイドの考え方でありまして、以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって承認第3号は承認することに決定しました。

○

◎ 追加日程第14 承認第4号 専決処分について（専決第4号）

令和4年度高原町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（前原淳一君）

追加日程第14、承認第4号専決処分について専決第4号、令和4年度高原町病院事業会計補正予算第4号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長

承認第4号、専決処分についてご報告いたします。

議案書の46ページをお開きください。

令和4年度高原町病院事業会計補正予算第4号を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

別冊となっております補正予算書をご準備ください。

1ページをお開きください。

第2条でございますが、予算第3条に定めた収益的収入を2,062万3,000円の増額を計上いたしております。

補正内容は、新型コロナウイルス感染症関連補助金として、県から受け入れるものであります。

これに伴う補正予算実施計画書と、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を2ページから5ページに併せて添付いたしております。

以上、ご承認方よろしくお願ひいたします。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（温水宜昭君）

はい、補正予算書の2ページに、内訳が書いてあるのですが。

できましたら、具体的に説明をお願いしたいと思います。それと令和5年度、この補助金の対象がどうなるのかをお尋ねしたいと思います。

○病院事務長（久徳信二君）

はい、ご質問にお答えいたします。まず1点目でございます。2ページの、医業外収益の2の補助金の2,062万3,000円の内容でございますが、これは新型コロナウイルスの患者受け入れのために空床もしくは休床を行うわけですが、実際に患者がですね、コロナ患者が入院に至らなかった場合の補てんという考えで、県よりその病床に応じた補助をいただくものでございます。

そして5年度の補助についてでございますが、先の国が示しました5類移行後の主な対応方針の中で、一応、9月までは継続して補助の方を行なうというふうには聞いておるところでございます。以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介議員）

本補助金の今、用件は分かったのですが、一般的に納税者の立場からすると、病床を設けた。しかしながら患者の受け入れがままならなかったと。

空いているものに対して、なぜ補助金を支給するのだという考え方もあると思うのですが。当局としては、補助金をもらえるものはもらっておけという立場だとは思うのですが。そういった極力その受け入れられる、用件を広げてあげるといような考え方もあると思うのですよね。基本的にその軽症者しか受け入れてこなかった現状があつて、実際に入院患者とかも、余り増えなかったという実績があるかと思うのですが。そのあたりの考え方についてお伺ひしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

私の方から、お答えさせていただきますが、このコロナ感染症患者の受け入れについては、高原病院でもそうでありましたように、当然入院される場合の施設、そういったものも当然外部棟を遮断するとか、設備自体も異なつてまいります。ですので、一般入院患者の受

け入れには使われないと。そういうことになりますと当然、収益的な部分でも影響が出てくるというようなこと言えば、専用病床をまず設置しなければならないという事情があるわけですので、それに結果的には、いつでも感染患者を受け入れる状況にないといけないのもありますので、結果的には受け入れないということが当然あるわけですが。それはそうであっても空床状態にしとかなくはならない。いわゆる病院の入院患者の受け入れにも影響があるということに対する補助と理解をいたしております。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって承認第4号は承認することに決定しました。

○

◎ 追加日程第15 議案第33号 高原町皇子原公園の設置及び管理に関する条例及び高原町御池キャンプ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

追加日程第15、議案第33号、高原町皇子原公園の設置及び管理に関する条例及び高原町御池キャンプ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

議案第33号高原町皇子原公園の設置及び管理に関する条例及び高原町御池キャンプ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正について説明いたします。

議案書の48ページをお開きください。

御案内のとおり、皇子原公園及び御池キャンプ村につきましては、高原町民の健全な余暇活動と健康増進を図るための施設整備がなされております。

この度、官公庁の補助事業等を活用し整備した、電動キックボード及び電動アシスト自転車を皇子原公園及び御池キャンプ村の利用者に貸し出しを行うことから、新たに利用区分や使用料の設定等に使用料の設定等に伴います所要の改正を行うものであります。

詳細につきまして、担当課長より説明をいたさせます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○産業創生課長（森山業君）

はい。それでは、今回の条例の一部改正にかかります主な内容につきまして御説明いたします。

この度、本事業におきましては、令和4年度観光庁の補助事業、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業というものを活用しまして、今ございました電動アシスト付き自転車及び電動キックボードをご導入することができました。

本事業におきましては、新型コロナウイルスの蔓延する中、大きな影響を受けた地域の観光を浮揚させるための本格的な復興。これを目的にした事業でございます。

事業の概要といたしましては、その地域にあります自然や食、歴史、文化芸術などインバウンドの対策も視野に入れまして、その地域ならではの観光資源を活用した誘客メニューを作るという事業でございます。

本町におきましては、皇子原公園や御池という観光地。そして天孫降臨伝説や神武天皇ゆかりの史跡。そして奥霧島温泉郷などの本町ならではの観光資源を結ぶ周遊ルートモデルを構築したものでございます。

実際に、在日の外国人の方をモニターに検証して構想するなど、観光誘客に活かせる環境整備を行って参りました。

今回は、その導入した備品の貸し出しに向けまして、必要な使用料の新設に伴います使用料の改正となります。

まず、48ページでございます、皇子原公園の方の一部改正におきましては、現在、交通公園等で活用しておりますゴーカートなど、こちらの遊具。

そして今回、貸し出しを行う電動アシスト自転車等の区分の明確化を図るために、遊具そして備品という区分を使って、使用の新設を行ったものでございます。

続きまして、49ページでございますけども。御池キャンプ村に掛かります条例の一部の改正におきましては、現在、キャンプで活用するために貸し出ししてありますものを用品といたしまして、今回貸し出しを行う自転車等を貸し出し品として区分の明確化を図りまして、使用料の新設を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（福澤卓志君）

すいません、2点お願いいたします。今回、交通公園の遊具という形でカテゴライズされて、1人1回につき500円という明記かと思えますけども。それぞれ金額が異なりますので、例えば500円を超えない額とか、500円そういった形でされなかったのかと思うのと、備品ですね、キックボードと電動付アシストそれぞれいくらぐらいなのか。金額が見えない。逆にですねこともありますので、そういったのとかわかればいいのではというふうに思ったところですが、その考え方を伺いたいのが1点です。

2点目に、ゴールデンウィーク始まっておりますけども。本町として、この資源を活用したご案内ですね、町内外の方々により集客を頂く。こういった備品の整備または金額も今回出ましたので、より活用していただく仕掛けこういったのが今あれば伺いたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

はい、御質問にお答えいたします。まず1点目でございますけども、今回のこの遊具につきましては、それぞれ交通公園でバッテリーカーとかあったわけでございますけども。

それにとりましては、それぞれ額を分けて設けてございました。

ただ今回、この使用料でございますので、指定管理者等におきましては、利用料金を設けるということで、あくまでも基準となります使用料の方を設定いたしました。ですからこの1番高い金額に設定しております500円。これを基準にして、利用料金を定めてもらおうということで統一化を図ったというふうに御理解賜るものと思っております。

また、自転車あるいはキックボードの貸し出し料金でございますけれども。周辺自治体、県内での同自治体したいとの実績等を勘案いたしまして、今のところ1時間1,000円と基準となっておりますので、そちらの方に1,000円ということを基準に、利用料金の設定を行うということで示させていただいたわけでございます。

そして今ございましたとおり、ゴールデンウィークこちらについての周知でございますけれども、現在、SNS、フェイスブックそういうものに関して発信を行うということで準備をいたしておりまして、この2日からですね連休に向けて発信を行う予定といたしております。以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

要綱をいただいているのですけれども。一番下に参考として、地域商社や町観光協会への

貸し出しでの貸し出しを協議検討していたというのが、協議が整わなかったというふうに書いてありますけども。

当初、この電動アシスト自転車など、かなり高価な金額だったので覚えてはいますが、その当時の担当課が確か総合政策課だったのかな。違ったかな。非常に高価な金額のものを購入して、それを保管する用具の予算も確か上がっていた記憶があるんですけども。

当初、協議、結果がうまくいかなかった経緯というのを教えていただけませんか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今回、陣議員より御質問がございましたとおり、補助事業に伴いますこのキックボード。そしてこの電動アシスト付き自転車の導入もございましたし、今、おそらくお話がありましたのはジオパークで利用しますジオバイクですね。こちらの導入について両方、同時並行して進めてきて参ったところでございます。

今回、特にこの人に貸し出しをするという時に、公道を使ったりするという事も出てきておまして、これが令和5年の2月ことにその電動アシスト付き自転車以外のキックボード。こういうものについての利用のいろいろ法改正が7月1日から行われるものから、こういうもの等が資料として出てきて参りました。

そういうことを勘案しまして、まずは一括して管理をいたしまして、貸し出しする時に、交通安全あるいは注意するものそういうところはある程度、一括的に管理して受付等行ない、配置する場所そういうことについても検討を徐々に行ないながら、利用者の方々の安全に努めることでまずは一括して、皇子原公園そういうところで管理することで決めていったというふうにご理解賜ればと思っております。

○9番（陣圭介君）

お伺いしたいのは、当初協議すべき団体との協議が整わなかった理由をお伺いしたかったのと、予算化する時点でそういった団体との協議はもう十分になされた上で、予算化されているものと承知してはいますが、そういったものがされなかったのか、そこを聞きたいんですけども。

○産業創生課長（森山業君）

はい。ただいまのお話になりますと、当初、ジオバイクにつきましても、本町の町内の団体と協議を進めてきたわけですが、今お話しございましたとおり、管理の例えば今後のあり方ですね。どのようにしてそこで管理をしていく。あるいは修繕、ランニングコストこうこういうことについてまず、検証を行っていくということで協議を進めてきたわけですが、

今回、管理する場所あるいはコスト。こういうこと考えた時に、一括した場所でやっているとということに整理をつけたというふうに御理解賜ればと思います。

○9番（陣圭介君）

あのちょっと話がかみ合っていないような気がする。当初の段階で、予算化する段階で、そういった団体との協議が十分整って、その団体をお願いするということで予算化しているものというふうに考えているのですけども。そうではなく予算化して、こういう備品などを購入するという形が決まってから協議を開始したということなののでしょうか。そういうふうにも聞こえたのですけれども。要するに当初の計画通りいかなかった部分、その経緯をお伺いしたいのですけれども。何か話を聞いていると買ってから協議を始めたように聞こえてしまって。ちょっと納得できない、納得できないというか、よく理解できないのですけど。

○産業創生課長（森山業君）

はい、あくまでもこちらは、導入する前に、協議等を関係団体、記載してありますところと協議を進めてまいりました。例えば地域商社等におきましては、ある空き家施設を活用して利用したいというようなお話もございました。

観光協会等につきましては、こちらを駅等に配置して行っていきたいというお話もございましたけれども、双方におきまして、そこでの事業についてなかなか難しいという返答いただきましたので、今回、皇子公園等でも、もちろん活用していくつもりがございましたので、ジオバイク等につきましても、一括して管理していく方策をとったと御理解いただければと思います。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○3番（福澤卓志君）

今、ジオバイクの件がありましたので、今回出ている条例改正は、皇子原公園と御池キャンプ場で使用するものだと思っていたのですけど。

今、ヘルメットの義務化。努力義務になりまして、そういった備品を貸し出す場合に、そういったものをこの公園内でも、するのか。また道路等で遊歩道もそうなのですけども。倒木とかそういったものがあって、乗っている時に事故とか怪我とかないように整備等もされているのか終わっているのか。ちょっと追加で聞けたらお願いします。

○産業創生課長（森山業君）

はい、お答え申し上げます。まず電動機付アシスト自転車でございますが、自転車等につきましては、周遊コースこういうものを定めてから運用を開始していくと考えているとこ

ろであります。

また、電動キックボードにつきましては、御案内のとおり、こちら公道等を走る時には、法改正がなされましたので16歳未満の方は乗れないとなっておりますので、その交通法規等に則って行われることになっております。ただ自転車等につきましては今ございましたとおり、警察庁から提案されているものに、利用に関しましての法改正に伴いまして、気を付けることを明記されているところでございます。

例えば、利用者に対する交通ルール等の周知、利用者の年齢確認の徹底、そして、また貸し防止対策の実施、ヘルメット着用の促進、悪質危険運転者の対策実施、放置車両対策の実施、車体の点検整備の徹底、交通事故発生時の対応、相談通報窓口の設置、関係行政機関連携と。こういうものをガイドラインとして設けられておりますので、その辺を随時、コース等安全対策を練りながら、随時、範囲を広げていきたいと考えているところでございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。議案第33号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 追加日程第16 議案第34号 令和5年度高原町一般会計補正予算第2号

○議長（前原淳一君）

追加日程第16、議案第34号、令和5年度高原町一般会計補正予算第2号を議題とします。当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

議案第34号、令和5年度高原町一般会計補正予算第2号について御説明いたします。

別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,352万1,000円を追加しまして、予算総額を、歳入歳出それぞれ62億9,153万5,000円と定めるものでございます。

補正の内容につきましてご説明させていただきます。

10ページ11ページをお開きください。

1段目の児童福祉総務費でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童生徒1人当たり一律5万円の特別給付金を支給する費用としまして、504万4,000円を計上いたしております。

財源としまして、国庫支出金を充てております。

次に、2段目の農業振興費でございますが、作業の効率化や、加工製品の安定供給を目的とした農産物処理加工施設の整備に対する補助金としまして2億5,847万7,000円を計上いたしております。

財源といたしまして、県支出金を充てております。以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

2点ほどお伺いします。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業なのですが、1人5万円とすると、対象者が80名ということでそう多くないのではと思うのですけれども。対象者の要件を教えてくださいませんか。

それからこの事業の総額504万円に対して、この委託料が多分システム改修費用で、102万円余りとだいぶ高いわけですが、国の要件でシステム改修が支持されてやらざるを得ないのかと思うのですけれども。

どういった改修内容になるのかを教えてください。

以上です。

○健康課長（中村みどり君）

はい、お答えします。まず、要件ですが、1人親世帯というのを県が支出しまして、その前にですね。令和5年3月の児童扶養手当での支給を受けているもの。というものがまず大前提でありまして、その中で1人親世帯につきましては、県の方が支給すると。そ

の分の名簿がきまして、それ以外のもので令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方。1のほか令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童を養育する父母等であって、直近の収入の家計が急変している住民税非課税相当の収入の方ということで、令和4年度が高原町で87名の方を給付したということでしたので、その分を勘案しまして、一応80名ということで試算をしたところでございます。

2点目の委託料につきましては、御指摘のとおりほとんどがシステムの改修費ということで計上しております。主な内容としましては、子育て世帯の支援特別給付金も抽出する上での作業を行うためのパッケージ、プラスその打ち合わせ等システムのセットアップ導入作業ですとか、その他諸々で一応91万9,000円を見込んでいますところではございます。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

今御説明いただいた、県が対象としている1人親世帯の対象人数分かりますか。

○健康課長（中村みどり君）

はい、お答えします。令和4年度の県の支出人数39名となっております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。これから議案第34号を採決します。

議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 追加日程第17 同意第1号 同意第1号監査員の選任について

○議長（前原淳一君）

追加日程第17、同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。
地方自治法第117条の規定により、温水宜昭議員の退席を求めます。

〔4番 温水宜昭君退場〕

○議長（前原淳一君）

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

同意第1号、監査委員の選任について御説明いたします。

議案書の50ページをお開きください。

監査委員は、地方公共団体の財務管理または事業の経営管理について、専門の知識または経験を有する者及び議員から選任することになっているところでございます。

本町の監査委員は2名でございますが、そのうち1名は議会議員の中から選任することとなっております。

今回、議会議員のうちの温水宜昭議員を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会への同意を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから同意第1号、監査委員の選任についての採決をします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。

温水宜昭議員の入席を願います。

[4番 温水宜昭君入場]

○議長（前原淳一君）

温水宜昭議員に申し上げます。本件は、同意することに決定したのでご報告します。

○

◎ 追加日程第18 発議第2号 高原町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（前原淳一君）

追加日程第18、発議第2号高原町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。これより提出者の説明を求めます。

5番末永充議員説明願います。

○5番（末永充君）

[登壇]

発議第2号は、高原町議会委員会条例の一部を改正する条例案です。

改正案の趣旨及び概要ですが、町長部局の組織改正に合わせて、総務経済常任委員会と文教厚生常任委員会の所管部署の改正を行うものです。

それでは、読み上げて提案いたします。発議第2号は、高原町議会委員会条例の一部を改正する条例案上記について別紙のとおり条例案を提出するものとする。

令和5年5月1日

提出者 高原町議会議員 末永充。

賛成者 高原町議会議員 郡山貞利、賛成者 高原町議会議員 外村 仁、

賛成者 高原町議会議員 山下香織、賛成者 高原町議会議員 陣圭介。

改正案の内容ですが、

第2条第1号関係ですが、総務経済常任委員会の所管部署のうち、「総合政策課、総務課、税務課、会計課」を「総務課、総合政策課、税務会計課」と改めるものです。

第2号関係ですが、文教厚生常任委員会の所管部署のうち、「町民福祉課、教育委員会、総合保健福祉センターほほえみ館」を「町民課、福祉課、健康課、教育委員会」と改めるものです。

なお、改正後の条例は、公布の日から施行するものです。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これをもって、提出者の説明を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号につきましては、全員協議会で確認の通り、質疑及び討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております発議第2号につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決に付すことに決定しました。

これから発議第2号の採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○

◎追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

追加日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

本件については、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付いたしております。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、今期臨時会に付議された案件は全部終了しました。

これにて令和5年第3回高原町議会臨時会を閉会します。

○

◎ 閉 会

午後 4時01分 閉会

令和5年第3回臨時会

署 名

高原町議会議長

前 原 淳 一

高原町議会議員

外 村 仁

高原町議会議員

山 下 香 織